

例規制定概要書

1 対象例規と制定改廃の別

佐倉市高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
施行細則の一部改正

2 背景

被虐待高齢者の援護措置に際し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第13条に基づく養護者の面会の制限（以下「面会制限」という。）を行うことについて、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」とする判決が確定し、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の適用を受けることが明確となったことから、面会制限に関する手続及び通知の様式を定めることとします。

3 対応方針

- （1）面会制限に係る手続について規定し、通知の様式（別記様式第2号及び第3号）を定めます。
- （2）本規則の改正規定は、公布の日から施行します。

4 政策内容

面会制限に係る手続規定を整理することで、高齢者の養護者へ法に適った対応を行い、権利擁護を必要とする方に適切な手段で支援を提供します。